

ご存じですか？ 登録型本人通知制度

「本人通知制度」とは、市区町村が住民票の写し（戸籍の表示のあるもの）や戸籍謄本・抄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している方に対して、交付の事実をお知らせする制度です。登録は無料で費用はかかりません。

戸籍や住民票の不正取得事件が各地で発生しています

戸籍や住民票は、私たちの大切な個人情報であり、土地建物の登記や車の登録といった日常生活における届出などで必要となるものです。

本人または家族以外にも、行政書士や弁護士などは職務上の必要性から他人の戸籍や住民票を取得することができるようになっていきます。

このルールを悪用した事件が県内でも発生しており、被害を受けた方が登録型本人通知制度に登録していたことから逮捕につながりました。

不正取得事件は私たちの人権にかかわる問題です

不正に取得された情報は、ストーカー被害、振り込め詐欺などの犯罪に悪用されるだけでなく、身元調査に利用されることで結婚差別や就職差別などの深刻な問題を引き起こしています。

こういった差別は、すべての人がお互いの人権を尊重していれば起こらないことです。自分自身の人権を守るためにも、他人の人権を侵害しないためにも、私たち一人ひとりが人権意識を高めなければなりません。

登録型本人通知制度を活用し、私たちの人権を守りましょう

この制度を利用することによって、次の2点が期待されます。

- ① 自分の戸籍や住民票（戸籍の表示のあるもの）を、家族以外の第三者が取得したことが分かるため、不正取得を早期に発見でき事実解明につながる。
- ② 多くの人が本制度を利用することで不正行為が発覚する可能性が増え、抑止効果が高まる。

誰にでも、戸籍や住民票を不正取得される可能性があります。部落差別（同和問題）をはじめとする様々な差別や人権侵害、犯罪被害につながる個人情報の不正取得を防いで、誰もが安心して暮らせる社会にしましょう。

【登録できる方】 日出町に住民登録をしている方又は本籍を有する方

【申請方法】 住民生活課 戸籍住民係の窓口のほか、オンラインでも申請ができます。



日出町役場 住民生活課 ☎0977-73-3122

【登録型本人通知制度申請窓口】 … 戸籍住民係

【人権相談窓口】 … 人権尊重・部落差別解消推進室